

議長

おはようございます。

本日をもって召集されました平成28年第3回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

4番 志賀浦 学委員、5番 内田 恵子議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は11月28日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は11月28日、本日1日限りと決定いたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成28年8月分、9月分及び10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

日程4 議案第68号から日程6 議案第70号の3議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程4 議案第68号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程5 議案第69号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程6 議案第70号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第68号から議案第70号までの3議案につきまして、いずれも平成28年人事院勧告に鑑み、議会議員、常勤特別職、教育長について、期末手当の支給率を変更する措置を講ずる必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますよう

お願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第68号から議案第70号までの3議案について、御説明いたします。今回の改正は、平成28年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町におきましても職員の給与改定を行うことなどを鑑みて、議会議員、常勤特別職、教育長について、期末手当に係る支給率の引き上げを行うものです。なお、3議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第68号の説明をもって、議案第69号並びに議案第70号の説明に充てさせていただきます。別途配布しております議案第68号資料、南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

期末手当、第5条第2項中、改正前の6月支給分「100分の202.5」を改正後は「100分の207.5」に、改正前の12月支給分「100分の217.5」を改正後は「222.5」に、それぞれ改めるものです。これにより、6月期分と12月期分を合わせた年間支給率が4.3カ月となり、0.1カ月分が引き上げられるもので、昨年と同じ引き上げ率です。

次に、附則、期末手当の特例、第18項は、平成28年12月支給分の期末手当に、遡及すべき6月支給分の新・旧支給率の差である0.05カ月分を加算して支給することを加えるものです。最後に附則として、この条例は、平成28年12月1日から施行する。以上で、議案第68号、議案第69号、議案第70号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

始めに議案第68号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

3番 原田 弘克委員。

原田議員

議会議員の部分でございますけど、議会議員の期末手当、引き上げの根拠でございますが、先ほど人事院勧告というお話がありました。これは従来から一般職員の期末勤勉手当と同じ支給率で支給してきたということで考えておりますけども、まず1点、これ確認をさせていただきたいと思います。

議 長  
副 町 長

副町長。

ただいまの御質問でございますけれども、従来どおり同じような方法でやっております。職員につきましては期末勤勉手当、4.3カ月、特別職を始め議会議員の皆さんにつきましても、期末手当1本で4.3カ月という根拠となります。以上です。

議 長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

従来からってということで変わりなしということで確認いたしました。それで、本年度から職員の人事評価が実施されることになりました。12月9日の支給から、期末勤勉手当の支給から、我々議会議員と同じ、条例どおり支給される職員はいるのか、その点お伺いしたい

と思います。

議 長  
副 町 長  
(再答弁)

副町長。

職員につきましては、条例どおりの支給となります。人事評価につきましては別な案件と言いますか、別の行政の評価としてやっているわけですので、基本的には条例どおりの支給をして、その中から人事評価分ということで、上限はあろうかと思えますけれども、そのような形になっております。以上です。

議 長  
原田議員  
(再々質問)

3番 原田 弘克委員。

増減はありますということは、実際我々議会議員と同じにもらう職員はいないということで理解してよろしいですか。役職ごとにそれぞれ加算と抛出という形になってございますけれど、12月9日、もう支給がございいますから、ある程度人数は掴んでるかと思えます。我々と同じ4.3、トータルの4.3、条例どおりでは同じですが、実態支給される職員としては、我々議会議員と同じ支給される職員はいないということで理解してよろしいですか。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

原田議員の御質問にお答えいたしますが、人事院の関係については3月の定例会で皆さんの審議をいただいて議決をいただいて、今やって評価をさせていただいているところでございます。今回については、あくまでも民間と公務員との差額があるということで、0.1カ月分、期末手当でカバーをするということの人事院勧告でありますので、私どもはそれを今まで踏襲してきておりますので、やっておりますし、人事評価については、これはもう3月に皆さんの議会議員で議決をいただいたとおり、今進行していただいております。意味合いがちょっと違うと思えます。今回はあくまでも賃金の差額があるということで期末手当にオンをするということで聞いておりますので、私どもはそのとおり、今までどおり支給をさせていただくということです。

議 長

原田議員に申し上げますけども、同一質問3回となっておりますけども、特に答弁漏れがあるとすれば、そのことについては認めたいと思えます。ありませんか。

(なしの声)

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に議案第69号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に議案第70号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第70号についての質疑を終結いた

します。

これより討論を議案ごとに行います。初めに、議案第68号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、まず原案に反対の方の発言を許します。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

私は今提案されました議会議員の期末手当引き上げの条例改正案に反対するものでございます。従来から、先ほどの質問の答弁にもありましたとおり、議会議員の期末手当は職員の人事院勧告に基づき、期末勤勉手当の支給率と同じ率で受けております。本年、職員の人事評価制度、これが実施されたことに伴い、12月9日支給の期末勤勉手当から完全実施されることに伴い、本日提案されました議会議員の期末手当引き上げの条例改正案で、我々と同じ支給率の受ける職員はありません。改正案どおりの支給を受ける一般職員がない以上、また人事評価上、平均的な評価である勤務成績が良好な職員が、抛出のため減額されることとなります。我々議会議員が勤務成績が良好な職員以上に手当を受ける理由はなく、町民に説明がつかないものと考えております。我々議会議員も職員と同じ痛みを共有すべきものだと思います。議会議員政治倫理条例第2条に、議員は、町民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、責務を果たさなければならない。と規定されております。町民の税金をいただくわけですから、しっかりとした根拠で受け取るべきだと思います。議員各位におかれましては、議員活動並びに生活に影響する問題であります。十分熟慮の上、賢明なる御判断をお願いいたします。町民に説明できない手当は受けるべきではない。以上、反対の討論といたします。

議長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。発言はありませんか。

(なしの声)

これで議案第68号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を終結いたします。

次に議案第69号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

(なしの声)

討論なしと認めます。

次に議案第70号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

(なしの声)

討論なしと認めます。

それでは採決いたします。採決にあたっては議案ごとに起立採決を行います。

議案第68号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

(起立9名、着席1名)

どうぞ御着席下さい。賛成起立多数であります。よって本案は原案

のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第69号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

(起立9名、着席1名)

どうぞ御着席下さい。起立賛成多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第70号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立9名、着席1名)

どうぞ御着席下さい。賛成起立多数であります。よって本案は原案通り可決することに決定をいたしました。

●日程7 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成28年人事院勧告による国家公務員の給与改定を鑑み、本条例を改正すべく提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。平成28年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、職員の給与等の改定を行うもので、第1条は平成28年4月1日遡及適用分、第2条は平成29年4月1日からの施行分で2つの条立てにより改正をするものです。第1条関係は、昨年に引き続き民間給与との格差を埋めるため、特に若年層に重点を置き給料表を平均0.17%増額し、さらに勤勉手当を0.1カ月分引き上げ、平成28年4月1日に遡及して実施するものです。第2条関係は、配偶者に係る手当額を段階的に他の扶養親族に係る手当額と同額までに減額し、それにより生じる原資を用いて子に係る手当額を引き上げる内容の制度改正で、平成29年4月1日から施行するものです。それでは、別途配布しております議案第71号資料(第1条関係)の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。勤勉手当、第16条の4第2項中、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。一般職に係る勤勉手当を0.1カ月分引き上げるもので、結果、期末・勤勉手当の年間支給率は4.3カ月分に、また再任用職員に係る勤勉手当は0.05カ月分を引き上げ、年間支給率を2.25カ月分とするものです。次ページ、附則第40項中、「100分の1.2」を「100分の1.3

5」に改め、「100分の80」を「100分の90」に改める。ここでは、55歳を超える6級課長職の給与特例で、勤勉手当1.5%を減額するものです。以下、第5条関係の給料表の改正です。別表第1、2ページから6ページにかけて行政職給料表（一）です。ここでは大卒及び高卒採用職員の初任給を1,500円、若年層についても同程度を引き上げるとともに、その他については一律400円の引き上げを行うもので、昨年を引き続いての改定となります。この表の2ページ、高卒初任給は1級5号級で144,600円が146,100円に、大卒初任給は3ページの1級25号級で176,700円から178,200円に改定されます。次に、6ページ下段から10ページにかけては、別表第4、医療職給料表（二）で、ここは町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表です。次に、11ページから16ページにかけては、別表第5、医療職給料表（三）で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。なお、医療職（二）及び（三）の給料表においても、行政職と同様の引き上げを行うものです。

続きまして、議案第71号資料（第2条関係）の新旧対照表をごらんください。扶養手当、第9条第2項第2号中、「及び孫」を削り、第3号として「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を加え、以下の号を順に繰り下げる。第3項、改正後では、扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。ここでは、配偶者の扶養手当は、現行、月額13,000円から6,500円に減額し、子は6,500円から10,000円に増額するものです。なお、平成30年度までに段階的に実施するもので、平成29年度については、配偶者10,000円、子8,000円とするものです。次ページ、第10条第1項中、「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、第2号中、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、第3号及び第4号を削る。第2項中、「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、「すべて」を漢字の「全て」に改める。以上、文言の整理によるものです。3ページ、同条第3項は、扶養手当の支給要件に変更が生じる場合の事項やそれに伴う支給額の改定などを規定したのですが、全文を改めた上で3つの号により整理しています。4ページ、勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、「100分の90」を「100分の85」に改め、第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。ここでは、第1条関係で説明申し上げました、平成28年4月1日遡及適用に係る一般職0.1カ月分及び再任用職員0.05カ月分の勤勉手当の引き上げについて、平成28年度は12月期分に加算して支給するものでしたが、平成29年度以降は6月期分と12月期分におい

て均等に加算して支給することの内容です。附則、第40項は、平成29年度以降に55歳を超える6級課長職の給与特例です。附則、施行期日等、第1項、この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条の4第2項及び附則第40項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。給与の内払、第3項は、改正前の給与法に基づいて支払った給与を先払い、ここでは内払い扱いとして、改正後の給与法に基づき支払う給与を差額払いとする規定の内容です。扶養手当に関する特例、第4項は、配偶者に係る扶養手当の減額及び子に係る扶養手当の増額等について、受給者への影響を考慮して段階的に実施することなどを規定しています。最後に7ページ下段、規則への委任、第5項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。以上で、議案第71号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 この件は職員の部分でございますので、生活に支障を及ぼすことから、本条例改正には反対するものではありません。私も先月から人事評価制度の内容を勉強してまいりました。幾つか疑問点、納得のいかない点もございます。細かいことはお聞きしません。この制度はあくまで、任命権者である町長と職員の問題であると思います。12月の期末勤勉手当から実施をするということで、この支給された後、職員からいろいろな意見、要望が出るかと思えます。町長はこれらの意見等が出た場合、どういうスタンスで臨まれるのかお伺いしたいと思えます。

議長 町長。

町長 原田議員の御質問にお答えいたします。今初めて本格的な人事評価を進めているところであります。今まで試行等々でやって、当然職員の意見も聞いて、今の本格運用になったわけでありまして。そのスタンスは変わらない。当然やってみていろいろなことが出てきたら、皆さんと話し合いをしながら、よりいいものに高めていくのが人事評価だと私は思っておりますので、今どうのこうのじゃなくて今始まったばかりで私からだめだとかいいとかっていう話じゃなくて、皆さんに決めていただいたとおり、確実に実行していくということでありまして。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 町長のお答え、ありがとうございます。職員の仕事に対するモチベーションを上げてやる気を喚起する上で、この人事評価制度は必要だと私も思っております。これから人口減少、少子高齢化に伴い、役場職員に対する町民の視線は厳しいものが予想されております。我々議会議員に対しても同様だと思っております。ぜひ職員の意見を取り入れて、南幌町独自のすばらしい人事評価制度として、職員の資質向上、個々の能力を引き上げることを期待しております。要望として申し上げ

げます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第72号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第72号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成28年人事院勧告による育児・介護制度の改正に伴い、職員の介護休暇などを見直しする必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第72号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。始めに、改正の概要について申し上げます。平成28年人事院勧告による育児・介護制度に関する改正で、背景には近年の少子高齢化の進展により、育児・介護と仕事との両立を支援することが重要な課題となっていることから、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制に即した見直しを行うことが勧告されました。内容としては3項目で、1つ目は介護休暇の分割、2つ目は介護時間の新設、3つ目には育児休業等に係る子の範囲の拡大について、国に準じた改正を平成29年1月1日より施行するものです。それでは、別途配布しております議案第72号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第8条の2第1項中、「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に所属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望して

いる者その他これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。」を加える。第4項中、「日常生活を営むのに障害がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、次ページ、「達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に所属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。」を加える。なお、改正前のその下の2つの括弧ただし書きについては削除する。ここでは、職員の育児休業等に係る子の範囲について、現行は法律上の親子関係のある子のみでしたが、改正後は特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、またはこれらに準ずる親子関係にある子等を追加した内容に改められています。休暇の種類、第11条第1項中、「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。介護休暇、第16条第1項中、「職員が」の次に「要介護者（」を加え、「支障があるもの介護をするため」を「支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改める。第2項中、「前項の規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6か月の期間内」を「指定期間内」に改める。ここでは、職員が介護休暇を請求できる期間について、介護を必要とする一連の状態ごとに連続する6カ月間に1回でしたが、改正後は、一連の状態ごとに3回以下で、かつ、通算6カ月以下の範囲内で指定できることの改正で、「介護休暇の分割」を示しています。介護時間、第16条の2、介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係わる指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。第2項、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。第3項、介護の時間については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。ここでは、日常的な介護に対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないことを承認できる「介護時間」について、またその勤務しなかった時間の給与は「無給（減額）」とすることについて

てを新たに規定したものです。第17条では見出しを含め、「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。次ページ、附則として、第1項、施行期日、この条例は、平成29年1月1日から施行する。第2項は、経過措置を規定したものです。第3項、規則への委任、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。以上で、議案第72号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第72号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程9 議案第73号及び日程10 議案第74号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程9 議案第73号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第3号)

●日程10 議案第74号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

以上2議案を一括して提案いたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第73号から議案第74号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。始めに、平成28年度南幌町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、下水道事業特別会計繰出金の追加、歳入では財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,645万9,000円とするものです。

次に、議案第74号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、歳入では一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,787万2,000円とするものです。

議案第73号につきましては副町長が、議案第74号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第73号 平成28年度南幌町一般会計補正予算（第3号）の説明を行います。なお、今回の補正につきましては、先ほど議決をいただきました給与改定に伴う追加分の補正となります。始めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

1款議会費1項1目議会費、補正額27万円の追加です。説明欄で議員期末手当を0.1カ月分追加するものでございます。

2款総務費1項9目職員給与費、補正額466万9,000円の追加です。職員給与費でそれぞれ給与改定分、必要経費を追加するものです。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額12万2,000円の追加です。下水道事業特別会計繰入金を追加するもので、後ほど特別会計で説明いたします。次に歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額506万1,000円の追加です。1節財政調整基金繰入金で財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ506万1,000円を追加し、補正後の総額を57億4,645万9,000円とするものでございます。以上で、議案第73号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第74号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。初めに歳出から説明申し上げます。8ページをお開き願います。

歳出、1款1項2目管理費、補正額12万2,000円の追加でございます。管理費で12万2,000円の追加でございます。3節職員手当等では、人事院勧告に従いました町職員の給与に関する条例改正に基づき、該当する勤勉手当の追加によるものでございます。

2款1項1目元金、補正額はございません。財源充当の変更によるものでございます。以上で歳出の説明を終わり、続きまして7ページをごらんください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金、補正額12万2,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金12万2,000円の追加でございます。歳出管理費、職員手当などの追加について、下水道使用料を充当していたものでございますが、起債償還費に財源充当の変更を行ったことにより、不足する分を一般会計からの繰入金を追加しようとするものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,787万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たっては、議案ごとに行います。

初めに、議案第73号 平成28年度南幌町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に議案第74号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第74号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第73号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の採決に当たりましては起立採決を行います。

議案第73号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席下さい。起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第74号 平成28年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第75号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第75号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)につきましては、歳出で人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に146万8,000円を追加し、5億9,958万8,000円とするものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第75号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。初めに収益的収入及び支出の、支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、146万8,000円の追加でございます。給与の改正に伴い追加するものであります。1節給料から6節退職給付費までの追加でございます。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的支出につきまして、病院事業費用は

146万8,000円を追加し、5億9,958万8,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し不足する額は1,720万6,000円となります。

次に、第3条、議会の議決を得なければ流用することができない経費の給与費を146万8,000円追加し、3億3,075万7,000円に改めるものでございます。以上で議案第75号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第75号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時25分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_